

佐賀県告示第百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十一年十二月十八日から平成二十二年一月十八日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路		変更前後の別	幅員メートル	延長メートル
	区	間			
一般国道 五〇〇号	鳥栖市永吉町字日恵寺一 四〇番九地先から	鳥栖市永吉町字日恵寺一 四〇番九地先から	後	三・九 一・九	九九五・六
	鳥栖市永吉町字日恵寺一 四〇番九地先から 鳥栖市姫方町字嫁坂三五 一番六地先まで	鳥栖市永吉町字日恵寺一 四〇番九地先から 鳥栖市姫方町字嫁坂三五 一番六地先まで	前	二・七 一・二	九九五・三